

『インターネットシニアボランティア等体験活動賠償責任保険』加入依頼書

加入手続日 平成 年 月 日

新規

追加

(財) 産業教育振興中央会 御中

「インターネットシニアボランティア等体験活動賠償責任保険」への加入を下記内容で申し込みます。

■個人情報の取扱について

申込人(加入者) および被保険者は、募集文書または損保ジャパン(幹事保険会社)のホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報の取扱に同意します。

住所	〒	ー	フリガナ	連絡担当者	フリガナ	連絡先(TEL)	()
学校名				連絡担当者	フリガナ	連絡先(TEL)	()

維持会員以外の学校の場合

貴会の趣旨に賛同し、学校賛助会員への登録を申し込みます。(※学校賛助会員については、ホームページ内「細則」をご参照ください。)

＜対象となる活動＞

学校が教育活動の一環とする特別活動(学校行事等)、課外活動または正課に位置づけるキャリア教育(職場体験等)・インターネットシニア(就業体験等)・ボランティア(奉仕活動)・各種体験活動(自然体験・勤労生産活動体験・文化芸術創作体験活動)、学校行事、クラブ活動

賠償責任保険

＜加入申込み生徒数合計＞

◆添付名簿のとおり。(枚)

名 × 250円 (1名あたりの保険料)

加入申込み生徒数について、名簿を作成し、当加入依頼書に添付してご提出ください。
学年・クラス・氏名が記載されていれば、名簿はフォームを問いません。
期間の途中でご加入いただく場合の保険料も1名あたり250円となります。

＜保険料＞

= 円

＜保険期間＞

保険始期	平成 年 月 日
保険終期	平成 年 3 月 31 日

※保険始期は、保険料振込日の翌日になります。

保険料振込日

平成 年 月 日

保険料振込口座

振込者名

フリガナ

三菱東京UFJ銀行(0005) 市ヶ谷支店(014)

イチガヤ

普通口座 1006904

(財)産業教育振興中央会 保険口座

※振込用紙に記載された振込者名称をご記入ください。

『インターンシップ・ボランティア等体験活動賠償責任保険』加入者名簿

<学校名>

	学年・クラス	名 前		学年・クラス	名 前
1	—		31	—	
2	—		32	—	
3	—		33	—	
4	—		34	—	
5	—		35	—	
6	—		36	—	
7	—		37	—	
8	—		38	—	
9	—		39	—	
10	—		40	—	
11	—		41	—	
12	—		42	—	
13	—		43	—	
14	—		44	—	
15	—		45	—	
16	—		46	—	
17	—		47	—	
18	—		48	—	
19	—		49	—	
20	—		50	—	
21	—		51	—	
22	—		52	—	
23	—		53	—	
24	—		54	—	
25	—		55	—	
26	—		56	—	
27	—		57	—	
28	—		58	—	
29	—		59	—	
30	—		60	—	

インターンシップ・ボランティア等体験活動「賠償責任保険」における重要事項説明書

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外に被保険者(保険の対象となる方)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み:この制度は、賠償責任保険普通保険約款に以下各種特約条項を付帯した構成となっています。

- 施設所有管理者特約条項
- 生産物特約条項
- 受託者特約条項
- 工事場内建設用工作車危険担保に関する追加条項
- 農作業場内作業用車両危険担保に関する追加条項
- 作業対象物・仕事の目的物に関する追加条項

■保険契約者 :財団法人産業教育振興中央会

■保険期間 :それぞれのプランにおいてご指定いただいた活動日を保険期間とします。
ただし、保険責任は保険料振込日(着金日)の翌日以降となります。

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者:財団法人産業教育振興中央会の定めによる学校賛助会員

●被保険者 :学校教育法に定める小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・特別支援学校(盲、聾、養護学校)の児童・生徒(専攻科生徒を含む)

●お支払方法:加入対象となる児童・生徒(保護者)より保険料をとりまとめ、指定口座にお振込みいただきます。

●お手続き方法:加入対象となる児童・生徒について被保険者名簿を作成し、加入依頼書に添付してパンフレット記載の提出先にご送付ください。

■満期返れい金・契約者配当金 :この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

被保険者が、学校が教育活動の一環とする特別活動(学校行事等)、課外活動または正課に位置づけるインターンシップ(職場体験・就業活動)、ボランティア(奉仕活動)、各種体験活動(自然体験・勤労生産活動体験・文化芸術創作体験活動)、学校行事、クラブ活動において生じた以下の偶発的な事故によって、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金および費用をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とし、損害賞金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。
*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金の種類	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
施設賠償責任	他人の生命もしくは身体を害したまたはその財物を滅失、き損もしくは汚損した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)および費用(応急手当、緊急処置などの費用、訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。	直接であると間接であると問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 【共通】 ①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ③被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥原子力に係る賠償責任 ⑦石棉損害に係る賠償責任 ⑧専門職業人としての行為(医療行為、弁護士業務等)に係る賠償責任 ⑨排水または排気によって生じた賠償責任 【施設賠償責任】 ①施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ②自動車、航空機、船舶の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ③給排水管、冷暖房装置などから漏水によって生じた賠償責任 【生産物賠償責任】 ①生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊それ自体の賠償責任 ②被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任 ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 ④回収措置に要した費用(左記(注3)参照) 【受託物賠償責任】 ①受託物の自然の消耗もしくはかしままたは受託物本来の性質またはねずみ食いもしくは虫食いなどに起因する賠償責任 ②受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ③給排水管、冷暖房装置などから漏水によって生じた賠償責任 ④現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書等の受託物の損壊等に起因する賠償責任 ⑤受託物の修理または加工に起因する賠償責任 ⑥受託物の紛失に伴う賠償責任 など
生産物賠償責任	次の各号に掲げる事故により、他人の生命もしくは身体を害したまたはその財物を滅失、き損もしくは汚損した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費(注1)等)および費用(応急手当、緊急処置などの費用、訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。 (1)被保険者の占有を離れた保険証券記載の生産物に起因して保険期間中に生じた偶発的な事故 (2)被保険者が行った保険証券記載の仕事の終了後または仕事を放棄した後に、その仕事の結果に起因して保険期間中に生じた偶発的な事故 (注1)修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 (注2)「1回の事故」とは、発生時間または発生場所のいかんにかかわらず、同一の原因から生じた一連の事故をいいます。 (注3)事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、回収措置に要した費用については、保険金のお支払対象となりません。	
受託物賠償責任	被保険者が管理する保険証券記載の受託物が次の各号の間に損壊または盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(修理費、再調達に要する費用等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。 (1)受託物が保険証券記載の保管施設内で管理されている間 (2)受託物が保険証券記載の目的に従って前号の保管施設外で管理されている間	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は財団法人産業教育振興中央会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. 告知義務等

ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違している場合には、ご契約が解除されるか、または保険金をお支払いできないことがあります。特に被保険者および活動日の記載内容にはご注意ください。特に、次の事項にご注意ください。

- ・この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約の有無
- ・活動内容
- ・生産物または仕事の内容、種類等
- ・受託物の内容、種類等

3. 通知義務・保険金請求の手続きについて

ご加入後、この保険契約と補償内容が重なる他の保険契約にご加入・ご契約するとき、もしくはこれらの加入があることを知ったとき、ご加入時の住所あるいは通知先などを変更されたときには、すみやかに損保ジャパンまたは取扱代理店にご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことがあります。また、団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

* 事故が起きた場合の取扱

- ① 万一、事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ② 賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。
- ③ 賠償責任を負う事故が発生した場合には損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくこととなります。
- ④ 事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4. 責任開始期

それぞれのプランにおいてご指定いただいた活動日を保険期間とします。ただし、保険責任は保険料振込日（着金日）の翌日以降となります。

5. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

主な免責事由につきましては、本パンフレット【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

6. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

中途脱退に際して、返れい金のお支払いはありません。

7. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は損害保険会社5社による共同保険契約であり、各引受会社は引受割合に応じて連帯することなく単独個別に責任を負います。損保ジャパンは幹事会社として、他の会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
株式会社損害保険ジャパン（幹事）	56%
東京海上日動保険株式会社	13%
三井住友海上火災保険株式会社	11%
日本興亜損害保険株式会社	11%
エース損害保険株式会社	9%

8. 保険会社破綻時の取扱

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

9. 個人情報の取扱について

- 財団法人産業教育振興中央会は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱に同意の上でご加入ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 株式会社第一成和事務所
〒103-8214 東京都中央区日本橋本町3-8-3東硝ビル2F TEL/03-3669-2831 FAX/03-3667-9037
- 引受幹事保険会社 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第二部第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL/03-3349-4026 FAX/03-3349-4860
- 保険契約者 財団法人産業教育振興中央会
〒160-0012 東京都新宿区南元町23番地 公立共済四谷ビル TEL/03-3356-2317 FAX/03-3356-2319
- 保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。
(フリーダイヤル) 0120-107-808 (受付時間: 平日の午前9時から午後6時)
携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。
- 事故が起こった場合には、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
□ 平日営業時間内には、本店サービスセンター一部火災新種サービスセンター課
(賠償責任保険) 03-3349-4136
受付時間 ◆ 平日/午前9時から午後5時
□ 平日夜間、土日祝日の場合には、次の夜間・休日事故サービスセンターへご連絡ください。
(フリーダイヤル) 0120-727-110 (株)損保ジャパン・ハートフルライン
受付時間 ◆ 平日夜間/午後5時から翌日午前9時
◆ 土日祝日(損保ジャパン休日を含む)/終日(24時間)

● 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

● このパンフレットは、「傷害保険制度」の概要をご説明したものです。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。